

しんじょう市議会だより

No.121

2013.7.25

- **新議長・新副議長のあいさつ**
- **一般質問は6名**
- **新議会の構成決まる**
- **9月よりインターネット中継開始**

新庄盆地を潤す水の源
～神室山頂直下～

平成25年度一般会計は1億3,586万円を追加し、

総額 152億4,886万6千円となりました。

**本会議の
審議から**

5月臨時会、6月定例会に市長から出された案件は、新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分承認について、平成24年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について等の報告4件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問1件、新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の設定について、新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について、新庄市職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について等の議案11件、また、議員より新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の設定についての議案1件が提出された。慎重審議の結果、原案のとおり、2件承認、2件了承、3件同意、10件可決しました。一般会計補正予算は、歳入、歳出それぞれ

それぞれ1億3586万6千円を追加し、総額152億4886万6千円となりました。それでは本会議で話し合われた内容から主なものを紹介いたします。

補正予算

流雪溝の改修について

議員 雪総合対策事業費で水上がり被害抑制の流雪溝改修とあるがどこの地域のことがか。
都市整備課長 末広町地区になります。昨年度7回ほど水上がりになっており、早期に解消するという事で市道31号線の部分の流雪溝を改修する予定です。

**神室山麓地域
再生プロジェクト
について**

議員 神室山麓地域再生プロジェクトとはどのようなものか。
商工観光課長 神室山という自然豊かな地域でとれる農産

物ということをアピールポイントとして、その農産物を加工することで付加価値の高い商品を開発し、販路確保とともに、生産を安定化させる狙いがあります。



6月定例会の経過

- 6月7日(金) 開会 (議案説明等)
- 10日(月) 本会議 (一般質問3名)
- 11日(火) 本会議 (一般質問3名)
- 12日(水) 常任委員会 (総務文教)
- 13日(木) 常任委員会 (産業厚生)
- 14日(金) 休会
- 15日(土) 休会
- 16日(日) 休会
- 17日(月) 休会 (本会議準備のため)
- 18日(火) 最終日

千年猛暑
と言われる
今年の夏も
しっかりと
乗り切って
秋の収穫を
待たんなあ



5月臨時会で審議された議案等

種類	番号	件名	結果
【市長提出】			
報告	第3号	新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	承認
	第4号	新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	承認
議案	第31号	新庄市固定資産評価員の選任について	同意
	第32号	新庄市職員互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決

6月定例会で審議された議案等

種類	番号	件名	結果
【市長提出】			
報告	第5号	平成24年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	了承
	第6号	平成24年度一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	了承
諮問	第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	同意
議案	第33号	新庄市監査委員の選任について	同意
	第34号	新庄中学校体育館改築工事の内建築工事請負契約の締結について (平成24年議案第42号)の一部変更について	可決
	第35号	新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	可決
	第36号	新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決
	第37号	新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の設定について	可決
	第38号	新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
	第39号	新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について	可決
	第40号	平成25年度新庄市一般会計補正予算(第1号)	可決
【議会提出】			
議案	第6号	新庄市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の設定について	可決

議案に対する議員の賛否

※賛否が別れたもののみ掲載します。
○ → 賛成 ● → 反対

議案等番号	議員名	絆の会						開成の会				市民・公明クラブ				会派に属さない議員	採決結果					
		石川	佐藤	小嶋	清水	山口	森	伊藤	奥山	沼澤	小関	遠藤	高橋	佐藤	平向			小野	下山	佐藤	新田	
議案第41号	新庄市職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について	○	○	-	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	可決

※議長は採決に参加しません。

請願の審議結果

件名	TPPへの参加に反対する請願
請願者	新庄市十日町693番地 五十嵐 賢一
紹介議員	新田 道尋
結果	継続審査

ひょうかい

5月15日の臨時会、6月7日の定例会初日に同意された委員を紹介します。

新庄市固定資産評価員

新庄市榎町13番地5

佐藤 信行

人権擁護委員

新庄市千門町7番35号

押切 喜美子

新庄市監査委員

新庄市大字本合海34番地

山口 吉静

新議長・新副議長のあゆみ

その為にも我々は不断の自己研鑽、政策立案能力の向上が求められています。市民から信頼されより開かれた議会を目指してまいる所存です。

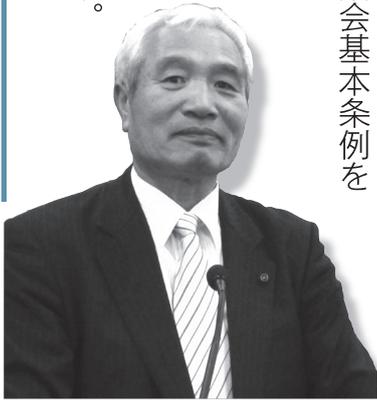


小嶋 富弥 議長

5月の臨時議会において、議員の方々よりご支援を賜り、議長に就任いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。私が平成11年議員に当選した時の議員定数は24名、現在は

この程、副議長に選任されましたが、浅学非才である私自身責任の重さを再認識しています。議会の独自性を重んじ、各議員が自分の意見を主張しあえる円滑なる議会運営に全力で尽くす所存であります。又、市民に開かれた議会、議会としての最高規範として議会基本条例を

策定中であるが、議員あつて議会なしと言われないよう議会の活性化に努めて住民のための議会という視点を忘れず活動をしていきたいと思ひます。



小野 周一 副議長

一般質問

一般質問は、6月10日と11日の2日間、6名の議員が行いました。質問の要旨は、質問者の原稿のとおり掲載しました。

6月定例会一般質問の質問者と質問事項

- | | | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 小 関 淳 | 1. 中心商店街の再生維持について
2. 若者や子育て世代の定住化について | 3. インバウンド事業の効果について |
| 山 口 吉 静 | 1. 生活保護について
2. 市の障害者福祉について
3. 子ども子育て支援について
4. ごみ出しが困難な高齢者について | 5. 小中学校の教育環境について
6. 市道の安全環境について
7. 待機児童解消について |
| 石 川 正 志 | 1. 市内北部（泉田川土地改良区） <small>ひかんがいき</small> 非灌漑期の生活用水の確保について | |
| 奥 山 省 三 | 1. 新庄市の未来について
2. 空き家の除却について | |
| 伊 藤 操 | 1. こどもの運動能力低下問題について
2. 障がい者支援について | 3. 今後の介護保険制度について |
| 佐 藤 悦 子 | 1. 賃金破壊とサービスの劣化にストップを
2. 沼田小学校建設及び改善について
3. 子育て支援について
4. 生活に困っている人の支援を強化すべきではないか | |

『子育て世代や若者の「足による投票」が、進む前に…』



小 関 淳 議員

◎市長は「市政方針(25年度)」で、中心商店街や市街地に全く触れていない。今後どのように再生・維持するのか。また、「人 行きかうまち」とは、どこをイメージしたものか。

市長 中心市街地については、商業エリアといった一面と文化・医療・福祉・教育等を総合的に含んだ形を考えています。具体的には、昔かたりのさこえるみちづくり事業、健康増進や子育て支援・交流の場「わらすこ広場」、各種事業開催における市街地の活性化や「かむてん」の活用による情報発信です。また商業地域空き店舗・交通量調査事業のデータ収集・分析を行い、商店街を活性化する街づくりを商業者、商業団体、関係機関と連携を密にして構築していきたいと考えています。

◎味覚まつり、そばまつりなどの経済効果や、拡がりが見えない。財政や職員のマンパワーが厳しい中、そのベクトルをどの事業に向けるか。今こそ、真剣に考えるべきではないか。

市長 味覚まつり、そばまつりなどの各種イベントで様々な団体と連携し、地域の活性化に取り組んでいますが、それと同様に定住化等も重要な課題となっています。そのために、地元の若者の雇用対策・人材育成対策として市の費用負担により、最上育英会の奨学金に新庄市枠を設け可能な人材の市内への定住に繋げたり、雇用拡大を図る企業を積極的に後押ししていく考えで雇用奨学金制度を創設しました。雇用の場の創出には、企業の誘致や立地企業の拡大が重要であると考えて努めていきます。



『生活保護の状況は』



山 口 吉 静 議員

◎生活保護について、他市で収入を得ていながら申告をせず、生活費を不正受給し、生活保護法違反の疑いで県警に告訴した記事がありました。当市での不正受給の有無をお伺いします。

市長 生活保護の申請にあたっては収入や預金、活用できる資産、扶養義務者の援助の可能性を調査・審査したうえで保護が決定されます。市においては、過去に被保護者の生活保護制度に対する理解不足による報告の遅れ等による処分事例はありますが、悪質な意図を持った不正受給の事例はこれまでのところ発生していません。今後とも適正な生活保護制度の運用に努めていきます。

◎待機児童の解消について、厳しい経済状況の中で保育環

境が整えば共働きの親は増加します。継続的にさらなる対策が必要と分析されますので、その点についてお伺い致します。

市長 本市においては、女性の就労や共働き世帯の増加などに伴い、特に3歳未満の保育に欠ける児童が増えてきているため保育所の受け入れ年齢を変更し定員増を行ってまいりました。また、認可保育所では対応できない保育ニーズに対応していただいている認可外保育施設については、安心して子どもを預けられる環境整備を行うため、認証保育所制度の創設や運営費の補助を行い、認可保育所における3歳未満児の保育需要の増加を補う役割も担っていただいています。今後も多様化する保育ニーズに対応できるよう努めていきます。



『地域用水の重要性を問う』

◎冬期間、市内北部の地域用水を確保し、農村を取り巻く地域と住民の生活環境を向上させるべきと考えますが、防災上、環境面それぞれの観点から市長の考えを伺います。

市長 市内北部の取水については、平成16年の第2次新庄市総合雪対策基本計画を策定した際、既存水量の調査を実施し、十分な取水量を確保できないことを確認しました。そのため、最上川に水源を求め、国営新庄農業水利施設を活用した流雪溝整備事業を進めてきました。今後も、流雪溝整備の進捗状況に合わせ3年毎に水利権申請を更新していきます。防災上の観点からですが、消防水利の基準は、消防法に基づき市町村の消防機関が消防活動をするために必



石川 正志 議員

要な最小限の水利を定めたもので、本市の消防水利は、消火栓699基、防火貯水槽247基、消防車両で活用できる河川や側溝水、池などの自然水利については、約200箇所を最上広域消防本部で把握して消火活動に活用しています。地域の要望に基づいて設置している消防水利ですが、状況が変わっている地域もあると思いますので、今後も地域の要望に基づきながら新たな消防水利の設置を検討していきます。また、環境面の観点からですが、生活環境の維持向上を考えると、水路に水が流れている状態は水質浄化や植物の生育にとつて理想的な状況です。この水源や水利権に関しては、問題もあるようですので今後も情報収集を進めたいと考えます。



『新庄市の未来は？』

◎ますます加速する人口減少について、又、地域に与える影響についてどのようなお考えですか。人口増加対策プロジェクトを作つて、検討していく必要があると思いますが、どうですか。

市長 本市の人口構造は、年少人口及び生産人口は減少し、老年人口は増加するという予想になっています。このことから、地域経済力が低下することや税収が減少し財政に及ぼす影響や、少子高齢化の進行により地域の担い手不足などの課題が出てくると考えられます。そのため、まちづくり総合計画を着実に実施するため、「雇用・交流の拡大」、「安全・安心充実」、「子育て・人づくり」の3つの重点プロジェクトに取り組み、基本目標に掲げる目標人口を目指し、



奥山 省三 議員

二元気なまち新庄を創りあげていきたいと考えております。

◎老朽危険空き家の除却について、今後、どのように対処していくのですか。所有者不明の空き家についても、どのように対応するのですか。

市長 空き家に関する問い合わせは今年度に入ってから5月末まで9件ありました。空き家はあくまでも個人の財産であり、所有者が責任を持つて対応するのが原則ですが思うように進んでいかないという現状もあります。今年1月に施行された空き家条例では、所有者の所在を明らかにして適正管理を指導することを基本としています。今後も調査や解決に向けた対応を進めていきます。所有者が判明しない空き家が危険な状態に陥った場合については専門家等の助言を得ながら対応していきます。





伊藤 操 議員

『明るい街に明るい声を』

◎こどもの体力、運動能力が全国的な問題となっており、健康上の問題の為、早期に対策を講じるべきと思いますが、市としては、どのようにお考えでしょうか。

教育長 こどもの体力低下の改善を図るため大人が連携を図りながら体力・運動能力向上に努めていく必要があります。また、学校教育の面からは学習指導要領の改訂により教科体育の授業時数がほとんどの学年で15時間ずつ増え指導を充実させています。家庭・地域・学校の連携した取り組みでは、地区の小中高校長会のノーテレビ・ノーゲーム・ノー携帯デーはゲームに興じる時間を減らし外遊びを推奨させて、運動量を確保することに繋がると認識しております。



◎障がい者の雇用について、法定雇用率が引き上げられております。知的障がい者の自治体職員としての採用も検討すべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

市長 障がい者雇用の促進等に関する法律では、雇用する障がい者の割合を法定雇用率2%以上になるよう義務付けています。本地域の雇用率は3%であり県平均の1・64%と比べ高い数値となっております。本市職員の雇用状況は平成23年度に2名を採用したほか、嘱託職員等を雇用することで法定雇用率を達成しており、障がいのある方の雇用に取り組んできたところです。知的な障がいのある方の雇用については一般的な広がりまでには至っていないため、研究しながら障がいをお持ちの皆さんの雇用に取り組んでいきます。

『賃金破壊とサービスの劣化にストップ』



佐藤 悦子 議員

◎公契約の際に労働者の適正な労働条件を確保することにより、業務の質を向上させる公契約条例の制定はどうか。公共事業の入札で低価格競争に歯止めをかけるため、県の入札方法に学ぶところがないか。

市長 公契約とは国や自治体が公共工事等を民間に発注することですが、これに自治体独自に賃金などに制限等を設けるのが公契約条例です。本市においては、賃金、就労時間などの労働基準の順守を基本とし、これまで不正な労働条件に関する情報も寄せられていないことから、今のところ公契約条例の制定については考えておりません。低価格の入札ですが、低入札価格調査制度を設け、調査をしたうえで落札を決定しています。



その工事については履行状況等の確認をより厳格に行い不誠実な行為等があれば指名停止の対象としています。

◎生活にこまっっている人の支援を強めるべきではないか。ガスや電気を止められた人に、市で対応しているか。生活保護切り下げに反対すべきでは。

市長 8月1日から改正される生活保護制度は、生活扶助基準の適正化の観点から新しい生活保護基準に見直されることとなります。この生活保護制度は、国の施策として実施するものであり、本市としては、制度改正の趣旨を踏まえ、適切な運用を図りながら、被保護者の自立更生につなげていく考えです。

第3回議会報告会

新庄市議会は、5月16、17日の両日に、市内5会場で開催された第3回議会報告会を開催しました。報告会では3月定例会において審議した平成25年度予算などの審議内容を直接、市民の皆様へ説明し、質疑応答では、市政に関する様々な声をいただくことができました。

はじめに、報告内容をより理解していただくため、市の予算構成についての基本的な説明をしました。

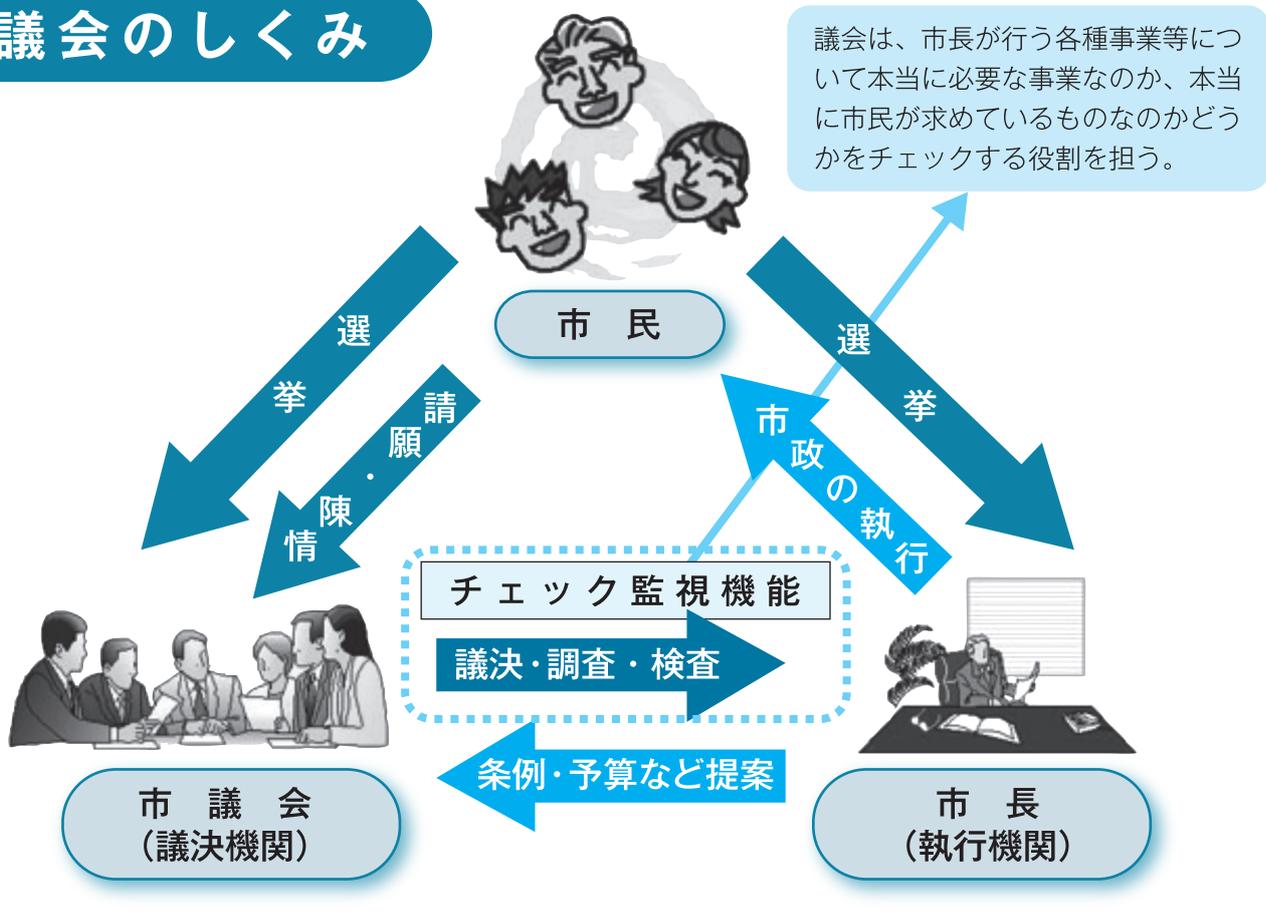
報告の内容は、予算委員会で審査し、本会議で可決した一般会計予算の中から、放課後児童対策事業や雪崩対策事業などの主な事業を説明しました。その他、議会として「TPP交渉参加反対について」の意見書を国に提出したことなどを報告しました。その後、参加者との質疑応答に入り、内容についての質問のほか、雪崩問題の改善や自主防災組織の充実について、また、若者の就労支援などについての様々なご意見や、ご要望をいただきました。その内容を現在、議会としてどのように政策に反映させるかについて検討を進めています。

昨年開催された第1回報告会で開



催時期が良くない」などのご指摘を受け、開催時期や報告会の告知方法などについて可能な限り改善をしました。しかし議会報告会を広く市民の皆様を知っていただくためには、我々議会の、より一層の努力が必要であると感じているところです。次回からは、さらに報告会の充実と、広報の充実に努め、「市民とともに歩む議会」の実現を目指し、市民福祉の向上のために、議会としての役割を果たしていきたいと考えています。どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

議会のしくみ



議会基本条例 市民説明会を 開催しました。

現在、新庄市議会が進めている「議会基本条例」の策定作業は、市民と議会のあるべき姿や、議会と行政(市長)がどう関係するべきか、そして市民の期待に応えるために議会と議員はどうあるべきかを定めるものです。議会としての「意志」を文章化して、将来、議会を構成する議員が変わったとしても、変わることなく進化していく姿勢を、市民の皆様にも約束するものです。

「議会基本条例」の主な内容としては、議会としての決意を示す前文からはじまり、第1条〜第24条までの条文により構成されています。第1条(目的)では、「市民とともに歩む議会」「市民に開かれた議会」を目指すことで、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりに貢献することを定めています。また第3条(議会の活動原則)では、第1条に定めた内容などを実現するために議会としての活動の基本姿勢を定めています。また第6条(市民参加及び市民との連携)では、すべての会議を公開し、市民と議会がより連携していくとい

う内容を定めています。そして第8条(議員と市長等執行機関の関係)では、緊張感を保持しながら、議論をより深めるために、一般質問での一問一答方式や、論点を明確にするために市長側からの反問をする権利を認めています。その他、第13条(政策討論会)、第15条(政務活動費の執行及び公開)、第20条(議員の政治倫理)などを盛り込んで定めています。このような内容を市民の皆様にお示しし、内容についての様々な意見をいただくため、6月24日、市民プラザで市民約30名のご参加をいただいて「議会基本条例」市民説明会を開催しました。

今後は、パブリックコメント(8月21日〜9月20日の期間)で、市民の皆様から広くご意見や改善案をいただき、その内容を踏まえ、さらに修正などの協議を進め、12月議会への上程を考えています。制定後は、条例の理念に基づき「市民とともに歩む議会」「市民に開かれた議会」を着実に実践していくことで、市民福祉の向上につなげていきたいと考えられています。



かむてんからの質問



議会基本
条例って
なんじゃ？

市民と市議会との関係のあるべき姿や市議会としての活動原則等を定める条例です。この条例制定をきっかけとして議会での議論を更に活発にし、本来の意味で市民の皆様からの期待に応えることのできる議会の実現を目指します。

なぜ必要
なんじゃ？

市議会は、市民の側に立つ市民意見の代弁者として、行政の執行者である市長及び市の組織と対等の立場で、二元代表制の一翼を担うものです。しかし、市民の皆様からは議員や市議会の存在意義が問われているという現状があります。そのため市民に向けて市議会の存在意義を明確に示すために、この議会基本条例を制定するものです。

新議会の構成決まる

5月15日、臨時会を開催し、正副議長、各常任委員など新しい議会の構成を決定しました。

常任委員会

◎は委員長 ○は副委員長



産業厚生常任委員会

上段右から
佐藤悦子
伊藤 操
森 儀一
山口吉静
佐藤卓也
下段右から
遠藤敏信
○佐藤義一
◎奥山省三
平向岩雄



総務文教常任委員会

上段右から
沼澤恵一
清水清秋
新田道尋
小野周一
下段右から
○高橋富美子
◎石川正志
小関 淳

議会選出監査委員

山口吉静

※平成25年6月7日より

最上広域市町村圏 事務組合議会議員

小嶋富弥 佐藤義一
佐藤卓也 小関 淳



議会運営委員会

上段右から
石川正志
下山准一
奥山省三
下段右から
◎小関 淳
○佐藤卓也
清水清秋

解説

常任委員会

新庄市議会には総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会の2常任委員会があります。議員は必ずどちらかの委員会に所属する（議長は除く）こととなります。

各常任委員会では、それぞれの分野に関する案件について審査し、最後に本会議で最終的な意思を決定します。全員ですべての案件を審査するよりも少人数で審査することにより効率的・専門的な審査ができるメリットがあります。

議会運営委員会

議会の運営について協議し、意見の調整を図るものです。議会の日程等はこの委員会により決定されます。

常任委員会の審査から

総務文教 常任委員会

総務文教常任委員会に付託された案件の中から議案1件の審査状況をご紹介します。

◆議案第37号 新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の設定について

担当課より、「本案は旧角沢小学校跡地を新たな施設として活用するために管理条例を設定するものである。」との説明がありました。

審査に入り、委員から「日常的な管理を地元の方々に願うのか。」との質疑があり、担当課より、「日常管理の業務委託ということで町内会にお願いしたいと思っている。」との説明がありました。

また、委員から、「地元の方がこの広場で野菜を販売したいというようなときも料金はかかるのか。」との質疑があり、担当課より、「不特定多数の人を相手にして営利目的で販売するということになれば料金はかかることになる。」との説

明がありました。

その他質疑等ありましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

産業厚生 常任委員会

産業厚生常任委員会に付託された案件の中から議案1件の審査状況をご紹介します。

◆議案第39号 新庄市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について

担当課より、「新型インフルエンザ等対策特別措置法が4月13日に施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等が国内で発生し、政府対策本部による「緊急事態宣言」がなされた場合に、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならぬことから、必要な事項を条例で定める。」との説明がありました。

審査に入り、委員から「対策本部を設置する場合、積極的に薬の確保に努めるとかはしないのか。」との質疑があり、

担当課から、「ワクチン等の確保については、市町村の対策本部ではなく、国の対策本部の仕事になる。」との説明がありました。

その他質問等ありましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

表紙写真を募集します

1. 募集内容 新庄市の行事や風景等で、必ず人物が写っている写真作品。

2. 応募規定 写真は、次の①～⑤全てに該当するもので、各時期の議会報につき1人2点まで応募できるものとします。

- ①応募者本人が新庄市内において撮影したもの。
- ②他の媒体などに応募していないもの。(未発表のもの)
- ③メールやUSB等のデータ(JPEG形式)で提供できるもの。
- ④写真に写っている人物の許可を得ているもの。
- ⑤A4縦の表紙にサイズが合うもの。

※詳しくは、HPをご覧ください。

9月定例会よりインターネット中継開始します。

新庄市議会では、「市民に開かれた議会」をめざし、9月定例会から本会議の様をインターネットにより中継します。

議会へ傍聴にお越しになれない市民の皆さんのため、自宅等にしながら議会の生中継及び録画中継をご覧になることができるようになります。

また、市民プラザホールにもモニターを設置して議会映像の中継を行います。詳しくは、市ホームページの議会のサイトにアクセスしてください。



見やすく、わかりやすい

議会だよりを

つくっていきます！



議会報編集委員

委員長 遠藤 敏信

副委員長 伊藤 操

高橋富美子

佐藤 卓也

石川 正志

佐藤 義一

新たな6名の議会報編集委員が決まりました。市民の皆様にご覧いただけるような議会だよりを編集していきたいと思っております。

議会の傍聴しませんか

—市民の皆さんの意見が反映されていますか—

どなたでも議会の傍聴することができます。当日直接議会事務局にお越しください。受付簿に住所・氏名を記入していただく他は、面倒な手続きはありません。

(傍聴席に限りがありますので、団体の場合は) 事前に議会事務局までご連絡ください。

6月定例会の傍聴者数は19人でした。

9月定例会の予定

9月9日(月) 開会

10日(火) 一般質問

11日(水) 一般質問

12日(木) 常任委員会

13日(金) 常任委員会

14日(土) 休会

15日(日) 休会

16日(月) 休会

17日(火) 決算特別委員会

18日(水) 決算特別委員会

19日(木) 休会(本会議準備のため)

20日(金) 最終日

請願締切8月28日(木)までとなっております。

※一般質問者数により若干日程が変わります。

あとがき

議会における委員会構成は2年ごとに改編が行われます。6名構成の議会報編集委員会もこのたび2名の入れ替えがありました。期せずして、小生以外はすべて1期生の精鋭議員がメンバーとなり、新たな感覚のもとスタートしたところです。

議会改革が全国的な潮流となる中で、わが新庄市も議会基本条例制定に向けた準備が進んでいます。その一環として9月からインターネットで議会の様子が配信されるようになります。より活発な議論が展開されることでしょうか。それに伴い、手に取って見ることでできる伝達手段として、議会だよりの持つ意味はますます重要になると考えます。

かつて、「しんじょう市議会だより」は写真の扱いや紙面構成が簡潔平易で見やすいと評され、行政視察の対象となったことが何度ありました。その経験を踏まえつつ、委員一同、より見やすく、よりわかりやすい紙面づくりを心がけたいと自覚を新たにしています。皆さん、感想・ご意見をお寄せ下さい。

議会報編集委員長

遠藤 敏信

